

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(農地環境整備事業)					
地区名	御作西川地区					
事業箇所	豊田市御作町					
事業のあらまし	<p>本地区は、昭和49年から57年にかけて実施された県営農地開発事業により、用水施設、排水施設、農地、農道が整備されたが、中山間地域の立地条件や老朽化の進行する施設の維持管理負担増などから現況は耕作放棄地が点在し、健全な生産区域を脅かしており、現況のまま放置すれば生産意欲の減退等により、さらなる耕作放棄地の拡大が懸念される。</p> <p>このため、継続的に営農ができるよう土地改良施設の更新整備を行うとともに、耕作放棄地については本事業を契機として拡大意欲のある営農者への委託を勧め、或いは保全活動が実施できる整備を行い、耕作放棄に伴う悪影響の除去及び優良のうちの生産性の向上を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>老朽化した土地改良施設の改修をすることにより、安定的な農業経営と耕作放棄地の発生を防止する。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	642百万円		■工事費 572百万円、■用補費 28百万円、■その他 42百万円			
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成31年度
事業内容	<p>(生産区域)</p> <p>用水路工 5.3km等</p> <p>排水路工 3.2km</p> <p>農地保全工 鳥獣侵入防止柵等</p> <p>農道工 3.4km</p> <p>暗渠排水工 0.6ha</p> <p>(保全管理区域)</p> <p>管理用道路工 0.6km</p>					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は昭和49年から57年にかけて、県営農地開発事業により整備されたが、完了後30年以上が経過し、揚水機場をはじめ各種土地改良施設の老朽化が進行している。また、中山間地域にあって、平野部と比べて不利な営農環境のため耕作放棄地が散見され、今後さらなる拡大が懸念される。このため、継続的に営農ができるよう土地改良施設の更新整備を行うとともに、耕作放棄地対策を推進する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農村環境の老朽化が進行しており、耕作放棄地が散見されており、さらに今後、耕作放棄地のさらなる拡大が予想され、早急に土地改良施設の更新整備を行う必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種 区分</td> <td>測量・実施設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事(生産区域)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・農業用水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・農業用排水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・農道工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・暗渠排水工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・農地保全工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事(保全管理区域)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・管理用道路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td></td> <td colspan="3">535</td> <td></td> <td colspan="2">107</td> </tr> </tbody> </table>								H26	H27	H28	H29	H30	H31	工種 区分	測量・実施設計	←→						工事(生産区域)							・農業用水路工		←				→	・農業用排水路工		←				→	・農道工		←				→	・暗渠排水工		←				→	・農地保全工		←				→	工事(保全管理区域)							・管理用道路工		←				→	事業費(百万円)		535				107	
			H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																															
	工種 区分	測量・実施設計	←→																																																																																				
		工事(生産区域)																																																																																					
・農業用水路工			←				→																																																																																
・農業用排水路工			←				→																																																																																
・農道工			←				→																																																																																
・暗渠排水工			←				→																																																																																
・農地保全工			←				→																																																																																
工事(保全管理区域)																																																																																							
・管理用道路工			←				→																																																																																
事業費(百万円)			535				107																																																																																
2) 地元の合意形成	本地区は、土地改良法に基づく申請事業もあり、地元の合意形成は図られている。																																																																																						
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																																																					
	【理由】 事業計画に無理がなく、地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																																																																						
III 対応方針																																																																																							
事業実施	事業実施が妥当である。: 上記①、②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																																																																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																																							
■対象(事業完了後 年目) □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・保全管理区域の管理状況 ・営農状況 																																																																																							